

議案第 105 号

石岡市水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例を制定する
ることについて

石岡市水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例を制定することにつ
いて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定
により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提 出

石岡市長 戸井田 和 之

提 案 理 由

石岡市において副市長を置かないこととすることに伴い、市職員から任命
される運営審議会委員について改正するもの。

石岡市水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例

石岡市水道事業運営審議会条例（平成17年石岡市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「副市長及び市長公室長」を「市長公室長及び総務部長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。